

監査基準報告書710「過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表」

2025年7月17日
日本公認会計士協会

新	旧
監査基準報告書710	監査基準報告書710
過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表	過年度の比較情報—対応数値と比較財務諸表
2011年7月1日 改正 2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2020年4月9日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 最終改正 2025年7月17日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 （報告書：第36号）	2011年7月1日 改正 2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2020年4月9日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 最終改正 2023年1月12日 日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 （報告書：第36号）
《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)	《I 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)
《II 要求事項》 (省 略)	《II 要求事項》 (省 略)
《III 適用指針》 (省 略)	《III 適用指針》 (省 略)
《IV 適用》 (省 略)	《IV 適用》 (省 略)
以 上	以 上

新	旧
<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正） ・ 本報告書（2025年7月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正） ・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> － 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）
<p>《付録 監査報告書の文例》（A5 項、A7 項及び A10 項参照） （省 略）</p> <p>《文例 1》 （省 略）</p>	<p>《付録 監査報告書の文例》（A5 項、A7 項及び A10 項参照） （省 略）</p> <p>《文例 1》 （省 略）</p>
<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査>（注1） （省 略）</p> <p>限定付適正意見の根拠</p> <p>財務諸表の注記 X に記載されているとおり、財務諸表には減価償却費が計上されておらず、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠していない。これは、前事業年度における経営者の意思決定の結果であり、当監査法人が当該年度の財務諸表に対して除外事項付意見を表明する原因となっている。</p> <p>建物については年 5%、設備については年 20%の償却率を用いた定額法による減価償却費を計上した場合に比べ、当期純損失は、X1 年に XXX、X0 年に XXX 過少に表示され、有形固定資産は、X1 年に XXX、X0 年に XXX 過大に、また欠損金は、X1 年に XXX、X0 年に XXX 過少に表示されている。この影響は・・・・・・である（注3）。したがって、財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載</p>	<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査>（注1） （省 略）</p> <p>限定付適正意見の根拠</p> <p>財務諸表の注記 X に記載されているとおり、財務諸表には減価償却費が計上されておらず、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠していない。これは、前事業年度における経営者の意思決定の結果であり、当監査法人が当該年度の財務諸表に対して除外事項付意見を表明する原因となっている。</p> <p>建物については年 5%、設備については年 20%の償却率を用いた定額法による減価償却費を計上した場合に比べ、当期純損失は、X1 年に XXX、X0 年に XXX 過少に表示され、有形固定資産は、X1 年に XXX、X0 年に XXX 過大に、また欠損金は、X1 年に XXX、X0 年に XXX 過少に表示されている。この影響は・・・・・・である（注3）。したがって、財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載</p>

新	旧
<p>されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（<u>社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。</u>）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>《文例 2》</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>《文例 2》</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査>（注1）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>限定付適正意見の根拠</p> <p>当監査法人は、×年×月×日に監査契約を締結したため、前事業年度の期首の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。期首の棚卸資産は経営成績に影響を及ぼすため、当監査法人は、前事業年度の経営成績と利益剰余金期首残高に修正が必要かどうか判断することができず、×年×月×日をもって終了する前事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。よって、当該事項が当事業年度の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。この影響は・・・・・・・・である（注4）。したがって、財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（<u>社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。</u>）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査>（注1）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>限定付適正意見の根拠</p> <p>当監査法人は、×年×月×日に監査契約を締結したため、前事業年度の期首の棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、また、代替手続によって当該棚卸資産の数量を検証することができなかった。期首の棚卸資産は経営成績に影響を及ぼすため、当監査法人は、前事業年度の経営成績と利益剰余金期首残高に修正が必要かどうか判断することができず、×年×月×日をもって終了する前事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。よって、当該事項が当事業年度の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、当事業年度の財務諸表に対して限定付適正意見を表明している。この影響は・・・・・・・・である（注4）。したがって、財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>

新	旧
<p>《文例3》 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査> (注1) (省 略)</p> <p>監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（<u>社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。</u>）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 (省 略)</p>	<p>《文例3》 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査> (注1) (省 略)</p> <p>監査意見の根拠 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 (省 略)</p>
<p>《文例4》 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査> (注1) (省 略)</p>	<p>《文例4》 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">独立監査人の監査報告書</p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p><財務諸表監査> (注1) (省 略)</p>

新	旧
<p>限定付適正意見の根拠</p> <p>財務諸表の注記Xに記載されているとおり、財務諸表には減価償却費が計上されておらず、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠していない。</p> <p>建物については年 5%、設備については年 20%の償却率を用いた定額法による減価償却費を計上した場合に比べ、当期純損失は、X1年にXXX、X0年にXXX 過少に表示され、有形固定資産は、X1年にXXX、X0年にXXX 過大に、また欠損金は、X1年にXXX、X0年にXXX 過少に表示されている。この影響は・・・・・・・・である（注3）。したがって、財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（<u>社会的影響度の高い事業者の財務諸表監査に適用される規定を含む。</u>）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>限定付適正意見の根拠</p> <p>財務諸表の注記Xに記載されているとおり、財務諸表には減価償却費が計上されておらず、[適用される財務報告の枠組み（注2）]に準拠していない。</p> <p>建物については年 5%、設備については年 20%の償却率を用いた定額法による減価償却費を計上した場合に比べ、当期純損失は、X1年にXXX、X0年にXXX 過少に表示され、有形固定資産は、X1年にXXX、X0年にXXX 過大に、また欠損金は、X1年にXXX、X0年にXXX 過少に表示されている。この影響は・・・・・・・・である（注3）。したがって、財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>
<p>（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>（省 略）</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>